別添6

ＮＥＤＯ事業遂行上に係る安全管理措置の確認票について

提案書類に添付する「ＮＥＤＯ事業遂行上に係る安全管理措置の確認票」については、応募要件として安全管理措置が十分とられていることを必須としていることから、全ての確認項目に対して確認する必要があります。（特にⅡにおいて、契約締結時までに未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）このため、安全管理措置が不確実な場合は、提案者への聴取などを通じて確認する場合があります。

なお、提案者（再委託等は除く）として位置づけられる全ての事業者について、１事業者毎に作成して下さい。

また、提案時にⅡの「対応するエビデンス」の提出は不要です。ただし、契約締結後概ね３ヶ月を目途に、ＮＥＤＯが委託先訪問時等に当該エビデンスを確認するため、各種エビデンスの整備及び保管をお願いします。

注１）「安全管理措置」とは、特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置のことをいう。

NEDO事業遂行上に係る安全管理措置の確認票

**提案者毎に提出必須**

（経済安全保障重要技術育成プログラム用）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  | | 作成日 | |  |
| 事業者  ・代表者 | | ●●株式会社　代表取締役社長●●　●● | | 法人番号 | |  |
| 件名 | | ●●●●の研究開発(大項目)／●●●●の研究開発(中項目) ●●●●の研究開発(小項目) | | | | |
| 本確認票の記入方法 | | ・各確認事項に対して提案者が該当する回答欄に「●」を記入し、「対応するエビデンス」にはエビデンスとなる書類の名称を記入してください。なお、「契約締結時に該当」とは、提案時点では未対応であるが採択決定後のNEDOとの契約締結時点までに対応する場合です。  ・提案時にはⅡの「対応するエビデンス」の提出は不要です。ただし、契約締結後概ね３ヶ月を目途に、ＮＥＤＯが委託先訪問時等に当該エビデンスを確認するため、各種エビデンスの整備及び保管をお願いします。  ・Ⅲの「措置済みの内容/対応方針」は、記入欄に書ききれない場合、別紙の様式を用いて記載してください。 | | | | |
| 項目欄 | | | 回答欄 | | | |
| No. | 項目 | 確認事項 | 該当 | 契約締結時に該当 | 対応するエビデンス例 | |
| I. 過去の契約解除実績 | | | | | | |
| 1 | 実績 | 過去年以内に情報管理の不備を理由にNEDOから契約を解除されたことはない。 |  |  |  | |
| II. 組織内対策 | | | | | | |
| 2 | 規定 | 情報管理に関する規定類を整備している。 |  |  | 情報セキュリティ管理規定等。 | |
| 3 | NEDO  事業  での  情報  管理 | 情報取り扱い以外の者が、機微情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定めている(システム上のアクセス制限等を含む) |  |  | 「情報管理体制等取扱規定」を整備し、システム上のアクセス制限等を構築予定。 | |
| 4 | NEDOが承認した場合を除き、親会社、地域統括会社などの事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行うものを含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏洩してはならない旨を定めている。 |  |  | 「情報管理体制等取扱規定」を整備予定。 | |
| 5 | 機微情報の漏洩などによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏洩した際の処分等に関するルールを定めている。 |  |  | 「情報管理体制等取扱規定」を整備予定。情報漏洩した際の処分は就業規則に記載。 | |
| 6 | 再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。 |  |  | 締結予定の「再委託契約書」の案文。 | |
| 7 | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びNEDOが了解した者のみとしている。  【情報取扱者】  情報管理責任者：NEDO事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者  情報取扱管理者：NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者  業務従事者：　　機微情報を取り扱う可能性のある者 |  |  | 「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を作成予定。 | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ. 本事業で求められる安全管理措置 | | | | | |
| No. | 項目 | 確認事項 | 措置済み | 今後において対応 | 措置済みの内容/対応方針 |
| 8 | 本事業で求められる安全管理措置 | ICカード等により制御された入口、受付又は施錠等の手段を用いることで機微情報の取扱区域を管理している。 |  |  |  |
| 9 | 機微情報を施錠した引き出し又はロッカー等において保管し、その鍵を適切に管理している。また、機微情報をUSBメモリ等の外部電磁記録媒体で管理する場合は、保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置をした上で保管している。 |  |  |  |
| 10 | 定期的に機微情報の保管状況を点検している。 |  |  |  |
| 11 | 機微情報が記載又は記録された物件を破棄する場合は、復元できないように裁断する等の確実な方法により廃棄し、その旨を記録している。 |  |  |  |
| 12 | 機微情報を電子情報として取り扱う場合、暗号化等の必要な措置（外部電磁記録媒体又はファイルの暗号化等）をとっている。 |  |  |  |
| 13 | 情報端末等で機微情報を取り扱う場合、機微情報へのアクセス制限及びアクセスログの記録等が行えるように設定された情報端末等を用いている。 |  |  |  |
| 14 | 外部ネットワークに接続した情報端末等で機微情報を取り扱う場合、当該情報端末等を最新の状態に更新されたウィルス対策ソフトウェア等を用いて、定期的にフルスキャンを行うこと等により、悪意のあるコードから保護している。なお、一定期間電源の切られた状態にある情報端末等を電源投入する場合又は外部ネットワークに接続していない情報端末等を外部ネットワークに接続する場合、当該処置を行っている。 |  |  |  |
| 15 | 技術的脆弱性に関する情報について時期を失せず取得し、適切に対処している。 |  |  |  |
| 16 | 機微情報を電子的に伝達する場合、機微情報が既に暗号技術を用いて保存され、通信事業者の回線区間に暗号技術を用い、又は電子メール等に暗号技術を用いることのいずれかによって、機微情報を保護している。 |  |  |  |
| 17 | 電子情報として取り扱う機微情報を破棄する場合、復元できないように削除する等確実な方法により破棄し、その旨を記録している。 |  |  |  |

【定義】

・「機微情報」とは、NEDO委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき技術情報を指す。

・「情報取扱者」とは、機微情報を取り扱う者を指す。

【注意事項】

※提案時にはⅡの全項目は「該当」または「契約締結時に該当」を選択することで、応募要件を満たします。また、採択決定後の契約締結時にはⅡの全項目が「該当」として、情報管理体制を整備する必要があります。

・提案時の「対応するエビデンス」は、NEDOが求めた場合を除き、原則、提出不要です。ただし、契約締結後、概ね3か月を目途に、NEDOは訪問時等に当該エビデンスを確認し、チェックします。なお、チェック後の本確認票とともに各種エビデンスの保管をお願いします。

・Ⅲの「措置済みの内容/対応方針」について、採択審査に用いますので、可能な範囲で具体的に記載してください。確認票に書ききれない事項がある場合には、別紙様式をご利用ください。

別紙

「Ⅲ.本事業で求められる安全管理措置」に係る措置済みの内容/対応方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提案者名 | | |  |
| No. |  | 確認事項 |  |
| 対応状況 | | | 措置済み or 今後において対応（※どちらかに〇をつけてください。） |
| （※確認票に書ききれない場合、具体的な措置済みの内容、もしくは対応計画を記入してください。） | | | |

注）複数の確認事項に重複する内容であったとしても、まとめて記載せず、確認事項毎に作成してください。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿（項目必須）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 氏名 | 所属 | 役職 | 研究体制上  の位置づけ※４ | パスポート番号及び国籍※５ |
| 情報管理責任者※１ | Ａ |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者※２ | Ｂ |  |  |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  |  |  |
| 業務従事者※３ | Ｄ |  |  |  |  |  |
| Ｅ |  |  |  |  |  |
| 再委託先等 | Ｆ |  |  |  |  |  |

（※１）ＮＥＤＯ事業の責任者である主要研究員であり機微情報の管理責任者。

（※２）ＮＥＤＯ事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）実施計画書の研究体制に登録されている者は「●印」、それ以外の者はＮＥＤＯ事業との関係性や役割を記載。

（※５）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号及び国籍を記載し、該当しない場合は「－」と記載。

（※６）住所、生年月日については、必ずしも当該名簿での管理を要しないが、ＮＥＤＯから求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者

【留意事項】

・ＮＥＤＯ事業を実施した際に取得又は知り得た保護すべき技術情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・ＮＥＤＯ事業の遂行のため、最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。